

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業 実施方針に関する質問・意見及び回答

No	資料名	頁	項目			タイトル	種別	内容	回答	
1	実施方針 要求水準書(案)	5 3	第2章 第1章	11 第1節	8	(1)	運営事業者の収入について	質問	実施方針にて、「なお、運営準備期間における道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事請負企業から受ける運転教育の費用は運営事業者の負担とする。」との記載がありますが、要求水準書(案)にて記載されている「運転指導を受ける人員の人件費」にかかる費用のみの理解でよろしいでしょうか。また、要求水準書にて、「なお、費用の負担区分は、・・・試運転に必要な人員の人件費、用役費等及び運転指導に必要な費用は施工企業とし、・・・」と記載がありますが、「試運転に必要な人員の人件費」の内容について、具体的にご教示ください。	前段につきまして、ご理解のとおりです。 後段につきまして、施工企業の試運転に必要な人員の人件費とは、施設の運転管理、指導に必要な人員の人件費であり、運営事業者は試運転期間中に施工企業から指導を受けながら令和6年4月からの稼働に向けて運転管理等を習熟するものです。
2	実施方針	9	第3章	3	2)	2	応募者等の参加資格要件	質問	ここで指す運転維持管理業務とは、施設の運転業務、分析・計測、日常の保守点検、機器の補修・更新(※)、各種計画の策定及び実施等、包括業務との理解でよろしいでしょうか。 ※該当する機器更新実績は、補機類等の耐用年数が短い機器や要求水準書にて限定された機器のみの更新だけではなく、運営期間を通じて、施設の性能水準を担保するために運営事業者が必要と判断し、機器更新を行った実績を有する。との理解でよろしいでしょうか。	運転維持管理業務の内容はご理解のとおりですが、記載のとおり、地方公共団体から元請で受注し、1年以上の運営実績を有することを参加資格要件としています。
3	実施方針	17	添付資料-1				運転管理業務 (延命化計画の作成)	意見	延命化計画は基幹的設備・機器の更新等の整備を計画することで、施設全体の延命化の目標年数を設定する計画です。 運営事業者において施設の延命化の目標年数を主体的に定めることは困難であるため、主分担を組合様、従分担を運営事業者としていただきたくお願いいたします。	検討し公募公告時に示します。
4	実施方針	17	添付資料-1				運転管理業務 (焼却灰等の最終処分場までの運搬・処分)	質問	「運営事業者は支援を行う」と記載がありますが、事業者の支援範囲について、「焼却灰等の積み込み」以外に想定がありましたら、ご教示ください。	計量業務における灰の搬出量の記録等を想定しています。
5	実施方針	19	添付資料-2				リスク分担(案) (住民対応)	意見	運営事業者が事業提案書及び要求水準書の内容を遵守している場合は、組合様のリスク負担としていただきたくお願いいたします。	検討し公募公告時に示します。
6	実施方針	20	添付資料-2				リスク分担(案) (売電収入の変動)	質問	”運営事業者の運転に起因する売電に係る収入の変動リスク”について、運営事業者に○が付いている意味を具体的にご教示ください。仮に、運営事業者の運転に起因して売電に係る組合様の収入が見込みよりも減となった場合、運営事業者が補填するという意味であるならば、運転の創意工夫により売電に係る収入が見込みよりも増となった場合には、運営事業者に収入の増分が還元されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営事業者には発電量・売電量につきまして最大化を図るための運転をお願いすることになるため、運転に起因して売電に係る収入が見込みより減となった場合、運営事業者に補填を求めるものではありませんが、運営業務としての是正措置を求めることを想定しております。 売電収入が見込みより増となった場合についての運営事業者への還元はありません。
7	実施方針	20	添付資料-2				リスク分担(案) (施設の性能確保)	質問	「性能確保」と「性能保全」について、それぞれ求められている具体的な内容をご教示ください。	「性能確保」は主要な設備機器等が当初の実施設設計図書に規定されている性能を満たしていることを求めており、「性能保全」は性能確保のための修繕、補修工事等を想定しております。
8	実施方針	-	-				乖離請求期間	意見	乖離請求期間の記載がありませんが、本件は建設後に20年間の長期包括業務に移行するものであり、初期稼働に伴うトラブルの発生を懸念しております。乖離請求期間の設定を要望いたします。	検討し公募公告時に示します。
9	実施方針 要求水準書(案)						全体	意見	本業務は、雇用など地元の活性化にも通じる業務であり、当組合としては興味と期待を持っていました。実施方針では運営期間を20年としていますが、長期契約になれば建設したプラントメーカー関連企業が優位となり、下請けに市外業者が参入した場合、地元企業の参加がかなり難しいように思われます。例えば植栽管理、除雪、施設内清掃など、地元企業が参加できる業務が結構あります。20年の長期契約が本当に妥当なのか、将来の経済状況が見通せない中で、地元企業も安心して参加しやすい発注方法を再度熟慮していただきたい。	民間事業者の創意工夫による運営の効率化や計画的な財政運営が可能であることなど、総合的に評価した結果、運営期間を20年間としております。なお、「要求水準書14頁12.地域振興」等に記載のあるよう、組合として地元雇用や地元企業の活用について十分に配慮することを求めています。